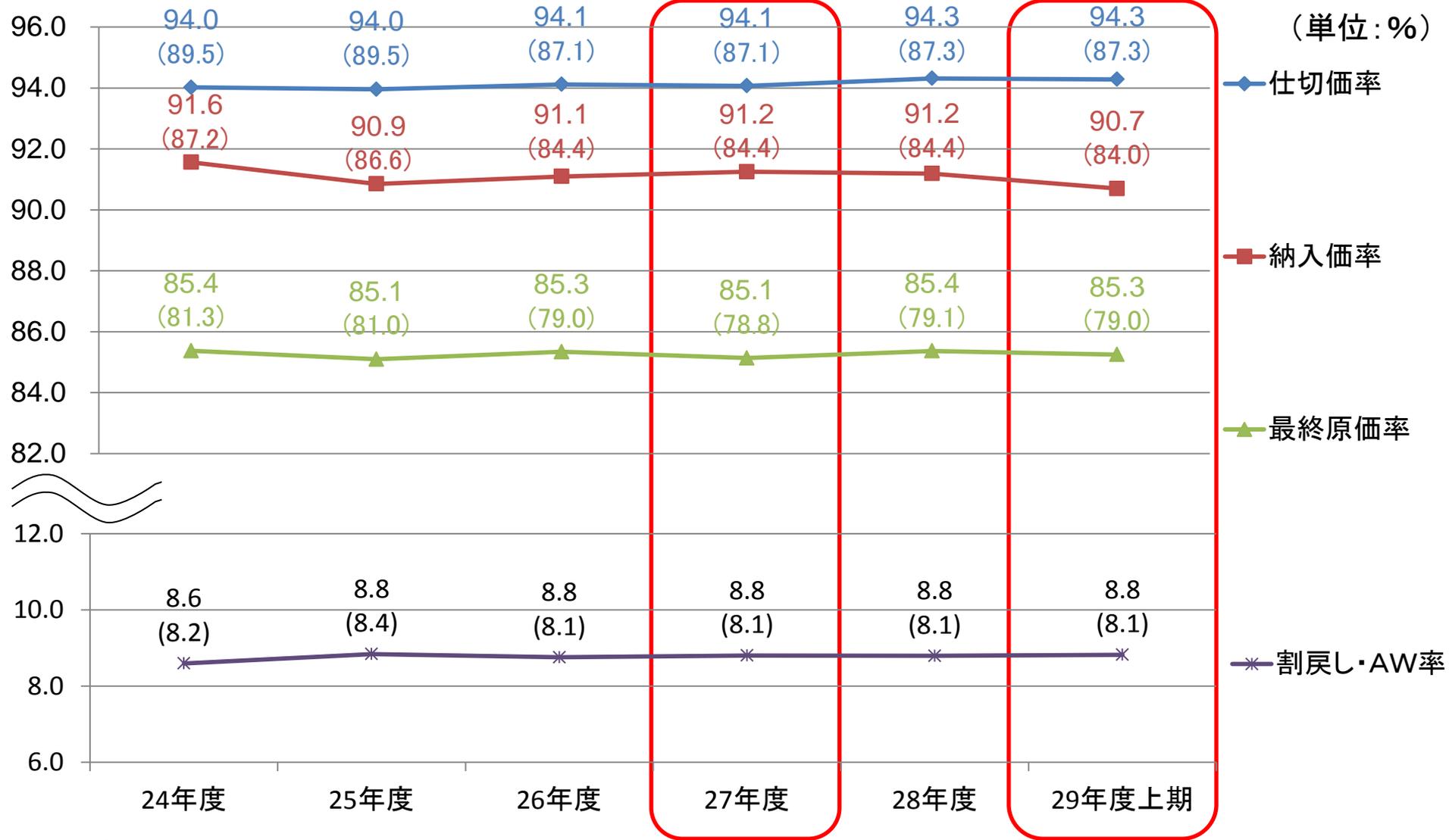


# 平成29年度上期等の流通実態

厚生労働省

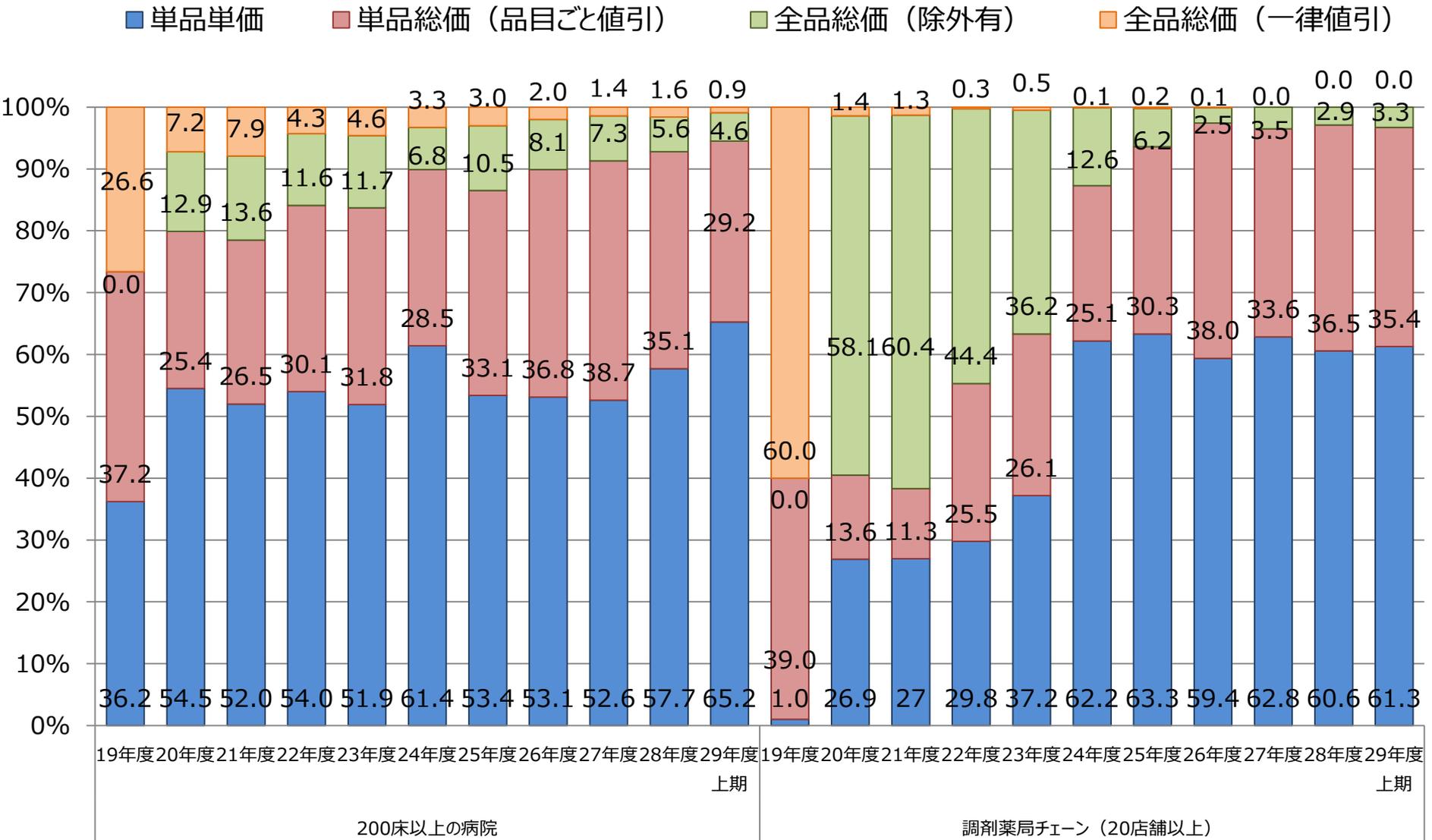
# 各種水準の推移



\* グラフの数値は、薬価を100としたときの税抜の水準に105/100(26年度以降は108/100)を乗じたもの(単位: %)  
 ( )内は薬価を100としたときの税抜の水準

【データ】 大手5卸売業者ごとにそれぞれの取扱全品目の加重平均値を算出し、さらに、その5つの算出値を単純平均した値  
 小数点第2位を四捨五入

# 単品単価取引の推進の状況



【データ】： 日本医薬品卸売業連合会 大手5卸売業者の売上高による加重平均値

# 医療機関・薬局区分別妥結率推移

(単位: %)

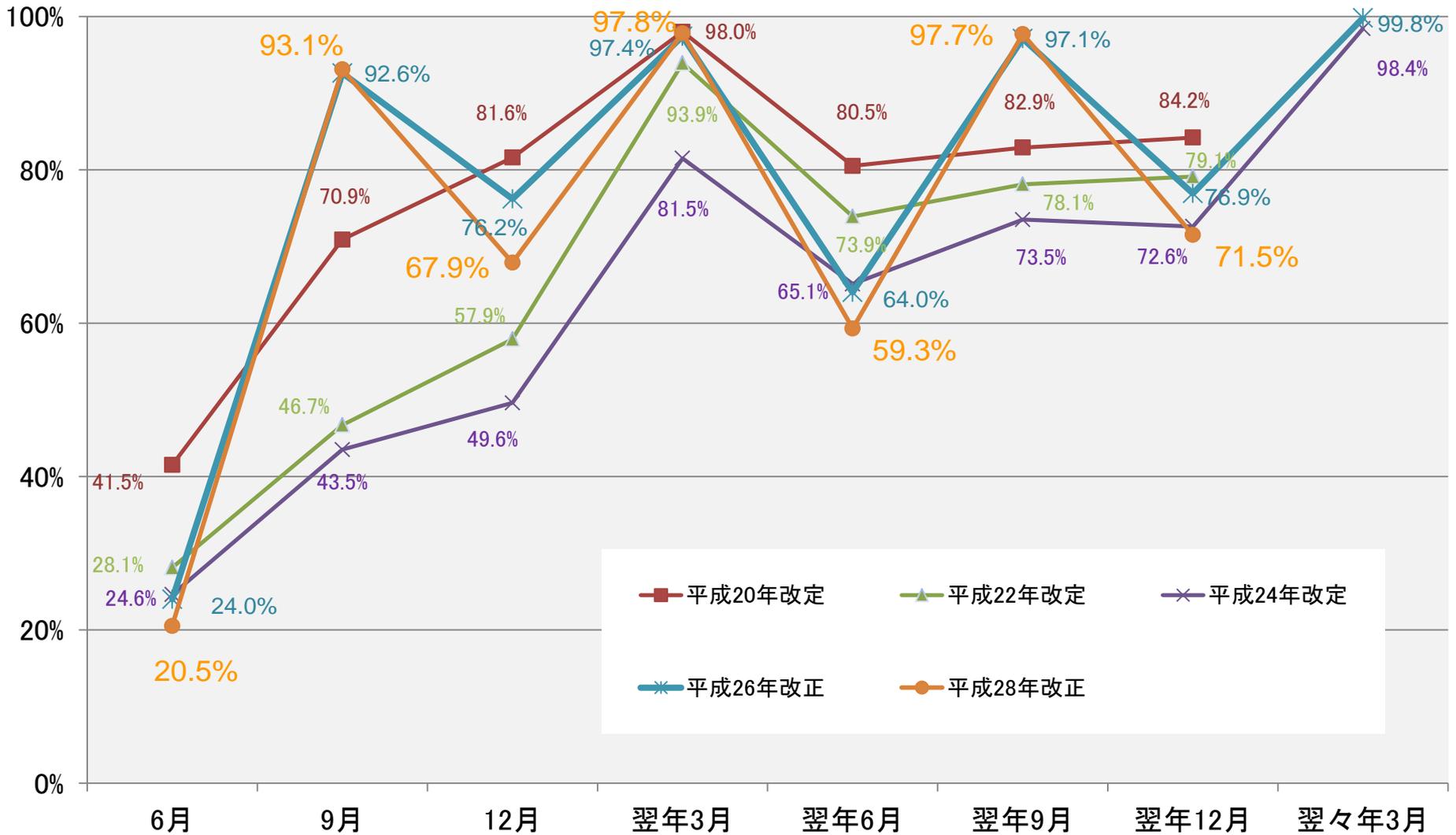
	妥 結 率																			
	平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	H25. 6	H25. 9	H25. 12	H26. 3	H26. 6	H26. 9	H26. 12	H27. 3	H27. 6	H27. 9	H27. 12	H28. 3	H28. 6	H28. 9	H28. 12	H29. 3	H29. 6	H29. 9	H29. 12	H30. 3
病 院(総計)	49.2	56.6	57.2	99.0	20.2	88.9	60.7	97.4	45.5	94.3	61.4	99.6	20.3	90.3	49.4	99.1	39.8	96.0	54.9	
200床以上	41.4	50.2	50.6	99.0	19.3	93.9	58.5	97.4	37.8	95.5	56.5	99.6	19.7	95.3	45.5	99.2	32.2	97.1	49.5	
そ の 他	78.8	81.7	82.7	99.3	23.5	69.5	69.6	97.6	78.5	89.3	83.4	99.7	23.5	66.6	68.1	98.9	75.8	90.6	81.4	
診 療 所	94.9	96.1	96.4	99.9	50.9	80.4	86.5	98.9	93.3	97.8	95.6	99.9	49.1	82.3	86.6	98.9	93.0	98.1	95.5	
(医療機関計)	65.0	70.4	70.0	99.4	30.4	86.0	69.2	97.9	61.4	95.4	71.7	99.7	29.3	87.8	60.6	99.1	56.2	96.6	66.7	
チェーン薬局 (20店舗以上)	26.1	51.9	45.2	92.4	19.0	96.7	67.8	94.2	35.2	97.0	64.5	100.0	6.3	96.4	52.0	93.5	29.5	96.8	52.8	
その他の薬局	80.5	85.3	86.5	99.6	18.6	98.7	88.4	98.1	80.6	99.0	89.1	100.0	17.2	98.0	85.7	98.7	80.6	99.6	89.0	
(保険薬局計)	65.2	76.2	74.8	97.6	18.7	98.1	82.1	96.9	66.0	98.4	80.9	100.0	13.4	97.5	73.8	96.9	61.8	98.6	75.4	
総 合 計	65.1	73.5	72.6	98.4	24.0	92.6	76.2	97.4	64.0	97.1	76.9	99.8	20.5	93.1	67.9	97.8	59.3	97.7	71.5	

※その他の薬局には20店舗未満のチェーン薬局を含む。

データ  
厚生労働省

# 妥結率の推移

(平成20-21, 22-23, 24-25, 26-27, 28-29年度)

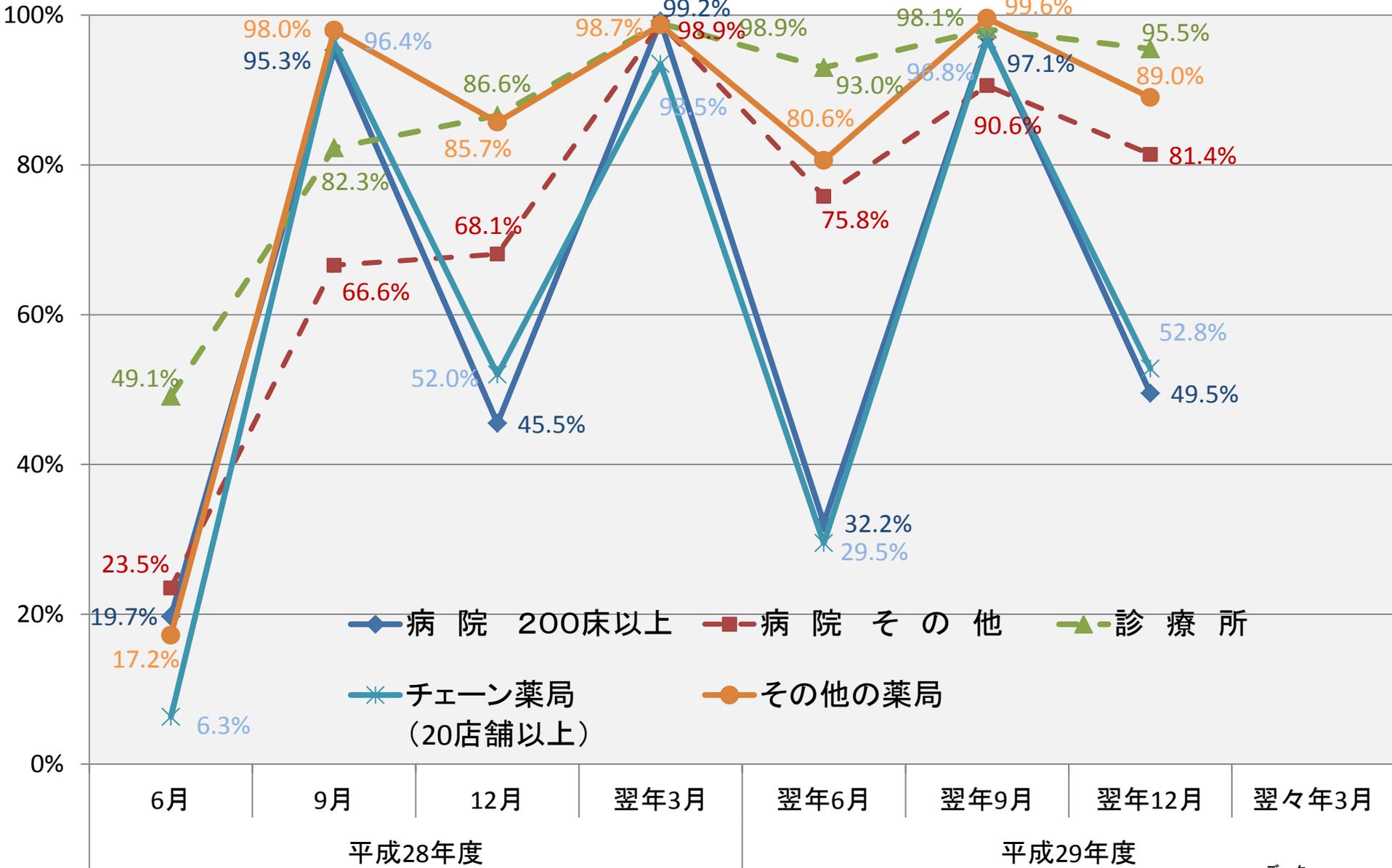


(注) 「翌々年3月」については、平成24年度、平成26年度改定分においてのみ実施

データ  
厚生労働省

# 妥結率の推移

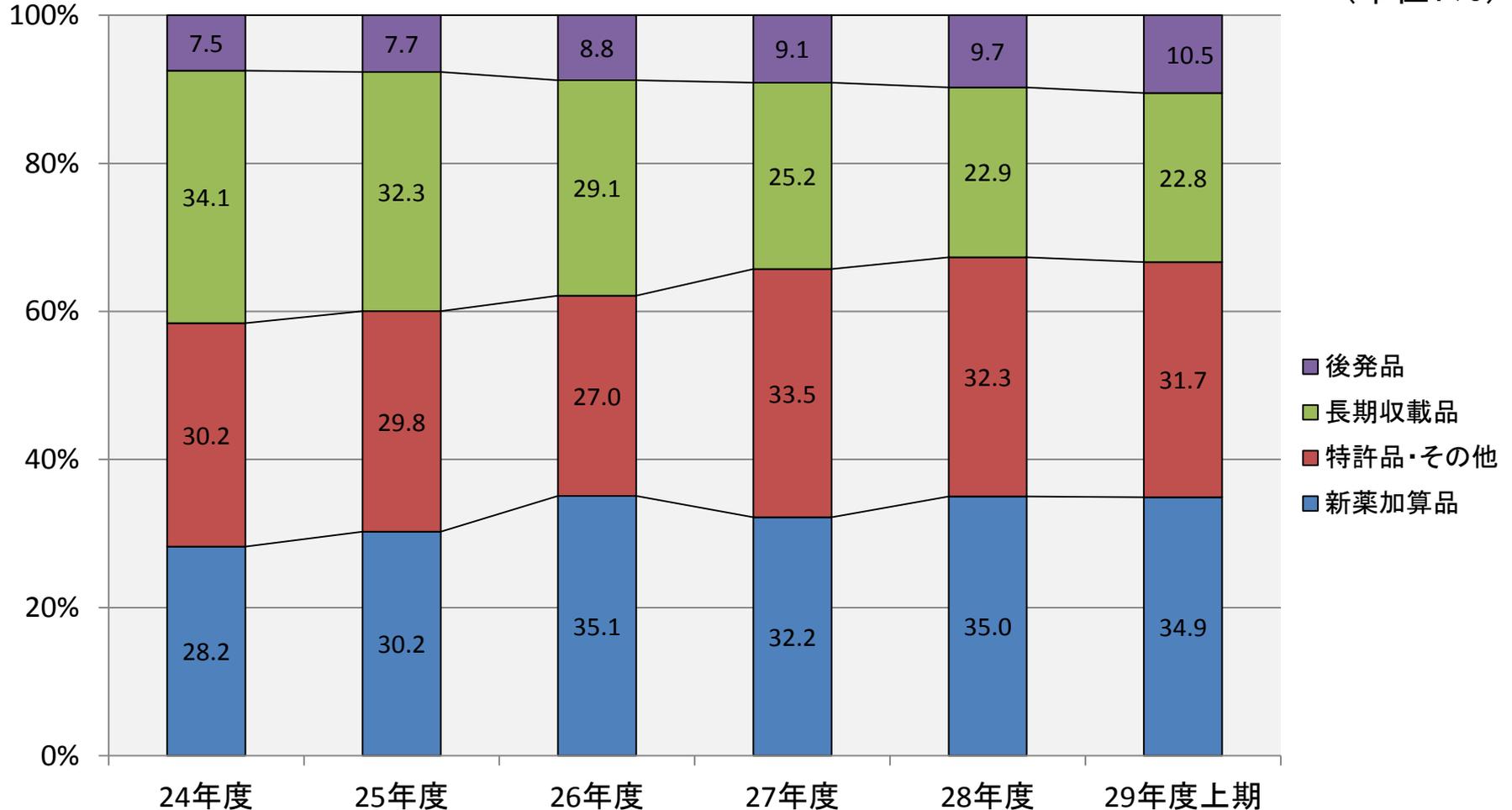
(平成28-29年度 医療機関・薬局区分別)



# 売上構成比の推移

- 傾向として、「後発品」が増加し、「長期収載品」が減少
- 29年度上期の特徴として、前年度と比較して「特許品・その他」が減少

(単位: %)



# 医療用医薬品における情報化進捗状況調査結果(速報値)

〈平成29年9月末〉

## 1. 製造販売業者による新バーコードの表示率

### (1) 調剤包装単位

(単位:%)

医薬品の種類	商品コード		有効期限		製造番号・ 製造記号	
	H28	H29	H28	H29	H28	H29
特定生物由来製品	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生物由来製品	100.0	100.0	21.8	18.8	21.8	18.8
内用薬	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
注射薬	100.0	100.0	1.5	1.6	1.5	1.6
外用薬	100.0	100.0	0.1	0.1	0.1	0.1

注)  は、任意表示

## (2) 販売包装単位

(単位：%)

医薬品の種類	商品コード		有効期限		製造番号・ 製造記号	
	H28	H29	H28	H29	H28	H29
特定生物由来製品	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生物由来製品	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
内用薬	100.0	100.0	21.8	37.1	21.8	37.1
注射薬	100.0	100.0	35.5	50.0	35.5	50.0
外用薬	100.0	100.0	4.9	14.6	4.9	14.6

注) ■ は、必須項目だが、表示の実施時期が平成33年4月(特段の事情があるものは平成35年4月)出荷分から表示。

## (3) 元梱包装単位

(単位：%)

医薬品の種類	商品コード		有効期限		製造番号・ 製造記号		数量	
	H28	H29	H28	H29	H28	H29	H28	H29
特定生物由来製品	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生物由来製品	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
内用薬	80.8	84.7	75.0	82.8	75.0	82.8	75.0	82.9
注射薬	82.6	87.5	75.0	85.8	75.0	85.8	75.0	85.8
外用薬	71.7	77.3	59.1	67.8	59.3	67.8	59.2	67.2

注) ■ は、必須項目だが、表示の実施時期が平成33年4月(特段の事情があるものは平成35年4月)出荷分から表示。

## 2. 必須表示項目の新バーコード表示に向けたメーカー側の検討・取組の状況

(平成29年度 医療用医薬品情報化進捗状況調査におけるメーカーの主な回答)

- ・ 平成33年4月までに新バーコードの表示を完了する予定
- ・ 自社製造品目はほぼ完了、委託品の対応を推進していく予定
- ・ 可変情報の表示は、自社製造販売承認の製品について完了
- ・ 自社製造品は、製造設備導入を検討しており、順次対応中
- ・ 他社への製造委託品は、他社製造設備導入の状況にあわせる
- ・ 自社工場、委託先、導入元を含め、平成28年6月より順次設備導入を進めており、設備導入が完了した包装ラインより生産計画に沿って可変情報対応を行っている
- ・ 委託先、導入元において、現在設備導入を進めている、又は導入を検討中となっている
- ・ 平成33年4月(場合によって平成35年4月)までには完了させたい
- ・ 「製造委託品」及び「他社製造販売品の併売品」が未対応のため全体進捗は72%であるが、前年度の64%から向上・今後の対応予定時期を調整、フォローを行う
- ・ 平成30年度中には8割まで新バーコード表示を進める
- ・ 自社製造品目については、ほぼ対応できており、未対応品目についても平成30年度以降に対応する
- ・ 自社製造所以外で製造される品目については、通知の期限である平成32年度までに対応がなされるよう、具体的な実施についての協議を行っている
- ・ 設備の更新、他の包装変更のタイミングに合わせながら、平成33年4月までに対応する予定

医療用医薬品の流通改善に関する懇談会資料

# 流通改善ガイドラインへの対応について

平成30年5月30日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

# 1 流通改善ガイドラインへの対応について

- ・ 医薬品卸は、災害時やパンデミック時などの対応を含め、医療機関・保険薬局等へ医薬品の安全かつ安定的な供給を継続的に行っており、国民医療向上のため、一定の役割を担ってきた。
- ・ 今回、薬価制度の抜本改革が実施され、これまでの後発品の更なる使用促進策に加えて、新薬創出加算品目の適用範囲の大幅縮小や長期収載品への新たな厳しいルールの導入などが行われるなど、医薬品流通を取り巻く環境は極めて厳しくなっている。
- ・ 更に、2年に1度の薬価改定の間年にも薬価改定が行われることとなり、中間年の改定が行われる最初の年の2021年度に向けて、強靱な流通を構築するため、前回の流改懇において、メーカー、卸、医療機関・保険薬局の合意の下で全ての流通関係者が遵守すべき流通改善ガイドラインが策定され、国主導の下、本年4月から施行された。
- ・ 当連合会は、流通改善ガイドラインの確実な実施とその検証に向けた取組みを積極的に行うため「ガイドライン推進プロジェクト」を設置し検討を進めている。また、会員卸各社が当該ガイドラインを踏まえた価格交渉等を行うに当たり、留意すべき事項を周知徹底するため、地区ごとに独禁法に抵触しないよう弁護士が同席した説明会を実施している。
- ・ 当連合会としては、会員卸企業による流通改善ガイドラインの遵守が徹底されるよう、不退転の覚悟で流通改善に取り組んでまいりたいと考えている。メーカー・医療機関・保険薬局におかれては、何卒、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

## 2 流通改善ガイドラインの各項目への対応について

流通改善ガイドラインや新提言を踏まえ流通改善を積極的に進めていくために、流通関係者が留意すべきと考える課題は以下のとおりである。

### (1) 川上流通における課題

#### ①一次売差マイナスの解消等について

- ・ 一次売差マイナスを解消するためには、過大な薬価差の解消とともに、適切な一次仕切価の提示に基づく最終原価の設定が必要。
- ・ 過大な薬価差の解消のためには、医薬品の価値を無視した値引き交渉や、適正な流通コストを考慮しない値引き交渉の改善と同時に、卸が仕切価を踏まえた価格交渉を行うことが重要であり、取引先の理解を得ながら流通改善を進めてまいりたい。

#### ②効率的な在庫管理

- ・ 後発医薬品は低薬価、少量多品種を特徴としており、売上高で医療用医薬品の10%程度に過ぎないものが物流センターの倉庫スペースの40%を超える状況であり、安定供給を継続するためには流通の効率化は必須。
- ・ 効率的な在庫管理を進めるため、以下の事項について要望したい。
  - 元梱包装、販売包装におけるバーコードの表示面の統一化
  - 元梱包装、販売包装の規格の標準化

## (2) 川下流通における課題

### ① 早期妥結と単品単価契約の推進について

- ・ 「妥結率等に係る報告書」には、「単品単価契約とは、品目ごとに医療用医薬品の価値を踏まえて価格を決定した契約をいう。」と明記されており、卸各社は、価格交渉の段階から、個々の医薬品の価値を踏まえて交渉を行うよう努める。
- ・ 単品単価契約の推進を図るため、医療機関・保険薬局と単品ごとの契約価格（本体納入価を金額、または、本体薬価からの値引率で表した価格）を明示した書類（品目リスト又は最終見積書）を添付した契約書(覚書)の締結を推進する。

### ② 頻繁な価格交渉の改善

- ・ 半年毎の価格交渉など頻繁な価格交渉は、安定供給に支障を来すとともに、取引先の医療機関や保険薬局にも負担増となる。
- ・ 薬価調査後の価格交渉による価格の変更は、薬価調査の信頼性確保の観点からも問題であり、年間契約等の長期の契約にする必要がある。(ただし、市場環境の変化により医薬品の価値に変動がある場合は、変更契約等により取引条件を変更することも必要。)

### ③ 医薬品の価値や流通コストを尊重した価格交渉の推進

- ・ 交渉代行による取引条件を考慮しないベンチマークを用いた値引き交渉等、医薬品の価値を無視した価格交渉が行われることがないようにすべきである。
- ・ 同時に、安定供給を維持するための適正な流通コストを考慮した交渉が行われるように取引先に理解を求めてまいりたい。

### (3) 流通当事者間の課題等

#### ①返品の扱いについて

- ・ トレーサビリティの確保、医薬品の品質確保及び偽造医薬品の流通防止の観点から、流改懇のモデル契約書等を参考に返品条件を事前に取り決めるよう、契約締結を推進する。
- ・ メーカー都合による包装変更等については、切替時期等を卸に事前に情報提供していただきたい。その上で、当該変更により、商品の外観が明らかに変わった場合には原則として返品を受け入れていただきたい。
- ・ 月末の在庫調整等のために行われる返品は、トレーサビリティの確保がしづらいことや偽造医薬品の温床となりかねないため、是正をお願いしたい。また、廃棄を前提とした医薬品の返品は公正競争規約違反となるため、返品を受け取ることができないことをご承知置き願いたい。

#### ②消費税引上げへの対応について

- ・ 平成31年10月の消費税引上げに向けた薬価調査は、あくまで消費税引上げ分を適正に薬価に転嫁するために実施するものであり、平成31年10月の消費税引上げ時に実施すべき。(薬価調査の実施後に消費税を引き上げないことが決定した場合には、調査結果を活用しないようにすべき。)
- ・ 平成30年4月以降、メーカー、卸売業者、医療機関、保険薬局は、2年に1度の薬価改定の際の年に行われる薬価改定に向けて、国の主導の下、流通改善ガイドラインの遵守について、積極的に流通改善に取り組み始めているところ。これらの流通改善の推進に向けた取組みに支障を生ずることがないようにしていただきたい。

平成 30 年 5 月 30 日  
日本製薬工業協会

## メーカーの取組

### 1. 平成29年度の取組

#### (1) 仕切価・割戻し、アローアンス

仕切価は、製品の製造原価、製品の位置付け、薬価改定の影響、製品のライフサイクル等の自社の状況に加え、競合状況、後発品の参入状況等の外的環境を勘案し設定している。また、割戻しにおける流通経費を考慮した卸機能の適切な評価反映、アローアンスについても、事前に十分な説明を行うことを会員各社に周知し、より明確化を図った。

#### (2) 単品単価交渉、単品単価契約の更なる促進

「総合戦略」や「流改懇新提言」にも記載されている「単品単価交渉の更なる促進」、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（以下「流通改善ガイドライン」という。）に記載の「単品単価契約の推進」は、個々の医薬品の価値に見合った価格決定に必要不可欠であり、メーカーとしても単品単価交渉、その結果としての単品単価契約の更なる促進に資するべく、仕切価、割戻し、アローアンスの早期提示を推進した。

#### (3) 偽造品流通防止に向けた取組について

「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」の最終とりまとめ内容に基づき、偽造品流通防止の観点から、封かんのあり方について、日薬連、厚労省と連携し検討を進めた。その他、製造販売業者としての遵守事項、卸売販売業者としての免許も取得しているメーカーとして遵守すべき事項の徹底を行った。

#### (4) 変動情報を含んだ新バーコード表示

平成33年3月迄の表示必須化に向け会員各社の取組状況を確認、表示状況、課題状況と対処状況の確認を通じ、表示の推進を依頼した。

### 2. 流改懇新提言・流通改善ガイドラインを踏まえた取組

会員各社へ流通改善ガイドラインの周知徹底を行うとともに、説明会を実施した（経済課による説明会の実施）。会員会社にはガイドラインを踏まえ、下記留意事項への対応を依頼した。

- ・ 市場実勢価を踏まえた最終原価の設定と取引卸への速やかな連絡
- ・ 卸機能の評価した流通経費の割戻しへの反映と運用基準の明確化

- ・ 仕切価修正的なアローアンスの仕切価への反映
- ・ アローアンスの整理と運用基準の明確化
- ・ 流通量の多い製品を優先した新バーコード表示の早期推進

薬価制度の抜本改革、流通改善ガイドラインという大きな環境変化の中、製品価値に基づく適正な医薬品流通が進むよう、個々の判断に基づき、対応しているものと認識している。

### 3. 今後の取組

「流通改善ガイドライン」「総合戦略」「流改懇新提言」に記載があるように「単品単価交渉の更なる促進」「単品単価契約の推進」により個々の製品価値に見合った価格が決定されるものと確信し、全ての流通当事者、特に卸売業者と共通認識を持って流通改善に向け連携を強化していく。

### 4. その他

平成31年10月に消費増税が行なわれる場合には、流通の混乱を最小限にするために、消費増税に伴う薬価改定は増税時に実施すべき。

以上

平成 30 年 5 月 30 日  
日本製薬団体連合会

## 後発医薬品 WT 活動報告

### 1. 平成 29 年度の流通改善の取組状況について

平成 29 年 12 月末の区分別妥結率とその推移、また平成 29 年度上期における単品単価の状況、価格水準の推移、売上構成比の推移を確認した。

後発医薬品 WT における後発品数量シェア 80%への取組みについては、卸連より要望として提示された後発品の品目数や返品の考え方について協議した。更に卸の在庫管理に関しては、販売包装と元梱包装の規格数の現状やバーコードの印字についての意見交換を行った。

### 2. 仕切価の設定状況等について

経済課より提示された仕切価設定等の緊急調査結果を受け、医薬品全体としての傾向を確認した。

### 3. 「流通改善ガイドライン」のフォローアップについて

4 月 1 日の適用開始に合わせて設置された相談窓口の受付状況が経済課より報告された。

また、後発医薬品 WT では、急配現状を把握するための実態調査を卸連の WT 参加企業において実施する事、および対象を後発品だけでなく医薬品全般とすることについて合意した。調査時期や調査要領の詳細は追って WT にて確認の上、実施していくことで了承された。

### 4. 今後の取組み

後発品数量シェア 80%時代を前に、流改懇新提言等で課題として抽出された議題等を、以降の会合で更に深掘りし、ジェネリック医薬品の効率的な在庫管理・配送の推進と流通課題の解決のため検証、検討を継続する。

以上

## 1. 単品単価取引推進のための覚書締結状況について

平成24年度より川下ワーキングチームにて取組の推進を行っている単品単価取引推進のための覚書※締結状況について、以下のとおり調査結果を報告します。

※覚書：取引当事者が締結する取引基本契約の円滑な実施のために取り交わされる詳細な取引条件が記載された書面

## ●平成29年度の覚書締結状況について

- ・調査依頼薬局法人数：60社
- ・調査回答薬局法人数：60社（回答率：100%）

卸売業者 取引社数	妥結	4月～9月(上期) 覚書締結	
		ア 6ヶ月間	イ 1年以上
671	661	294	114

妥結率：98.5%

## 平成29年度覚書締結状況

平成29年度上期（ア＋イ）		平成29年度下期（イ＋ウ＋エ）	
408	60.8%		

## 【参考】

## ●平成28年度の覚書締結状況について

- ・調査依頼薬局法人数：60社
- ・調査回答薬局法人数：60社（回答率：100%）

卸売業者 取引社数	妥結	4月～9月(上期) 覚書締結		10月～3月(下期) 覚書締結	
		ア 6ヶ月間	イ 1年以上	ウ 6ヶ月間	エ 1年以上
698	698	292	139	249	21

妥結率：100%

## 平成28年度覚書締結状況

平成28年度上期（ア＋イ）		平成28年度下期（イ＋ウ＋エ）	
431	61.7%	409	58.6%

●参考 平成27年度の覚書締結状況について

- ・調査依頼薬局法人数：60社
- ・調査回答薬局法人数：60社（回答率：100%）

卸売業者 取引社数	妥結	4月～9月(上期) 覚書締結		10月～3月(下期) 覚書締結	
		ア 6ヶ月間	イ 1年以上	ウ 6ヶ月間	エ 1年以上
708	691	298	147	283	4

妥結率：97%

平成27年度覚書締結状況

平成27年度上期（ア＋イ）		平成27年度下期（イ＋ウ＋エ）	
445	64.4%	434	62.8%

## 2. 日本保険薬局協会ブロック意見交換会実施について

平成29年度より、日本保険薬局協会が実施する地域のブロック会議において、厚生労働省医政局経済課流通指導官が参加し、「単品単価契約の推進」と「早期妥結の促進」について重要性を説明するとともに意見交換を実施した。

【平成29年度実績】

全国10カ所 参加者数 計175人

ブロック名	開催日	開催場所	参加者数
北海道	平成 29 年 8 月 4 日（金）	札幌	18 人
東北	平成 29 年 8 月 17 日（木）	郡山	16 人
北関東	平成 29 年 9 月 21 日（木）	東京	12 人
南関東	平成 29 年 9 月 19 日（火）	新横浜	25 人
信越	平成 29 年 8 月 24 日（木）	新潟	14 人
東海	平成 29 年 9 月 12 日（火）	名古屋	20 人
関西	平成 29 年 7 月 25 日（火）	大阪	25 人
中国	平成 29 年 7 月 28 日（金）	岡山	9 人
四国	平成 29 年 6 月 30 日（金）	松山	17 人
九州沖縄	平成 29 年 10 月 13 日（金）	福岡	19 人